

浄化槽に関するお知らせ

《令和8年度の補助金限度額等》

補助対象要件	人槽区分	補助金限度額
市内業者が施工し、汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換するもの	5人槽	455,000円
	7人槽	553,000円
	10人槽	770,000円
上記以外	5人槽	390,000円
	7人槽	474,000円
	10人槽	660,000円

※1 秋田県では、一戸建ての住宅に設置する浄化槽の人槽区分を原則5人槽として取り扱います。ただし、下記の場合は実態に見合った浄化槽の人槽とすることを妨げるものではありません。

- ① 一戸建ての住宅に浴室及び台所がそれぞれ2つ以上ある場合
- ② 実使用人数が6人以上である場合

※2 店舗併用住宅に7人槽及び10人槽を設置する場合は、居住人員が5人以下では人槽区分が5人槽、6人以上では7人槽となります。

※3 市内業者とは、大仙市内に事業所を有する法人又は市の住民基本台帳に記録されている者をいいます。

※4 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証において、第四面の【3. 工事種別】が新築と表記されているものに設置する場合は「上記以外」に該当します。

《設置予定基数》

54基（5人槽49基、7人槽5基）

《補助対象区域》

下記 **以外** の区域が対象です。

- ① 下水道事業認可を受けた区域
- ② 農業集落排水事業を実施している区域

《補助対象とするもの》

- ・ 従前の住居が汲み取り便槽・単独処理浄化槽で合併処理浄化槽に転換する場合。
- ・ 従前が公共下水道等の住宅から転居して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・ 従前が合併処理浄化槽の住居から独立・分家して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・ 集合住宅・賃貸戸建住宅から転居して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・ 市外から転入して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・ 災害により使用できなくなった合併処理浄化槽を新たに入替する場合。

※1 実施年度の3月10日までに実績報告書を提出できるものに限りです。

※2 販売を目的とする住宅については、当該年度の2月20日までに売買契約したものに限りです。

《問い合わせ先》

浄化槽補助対象地域及び補助対象要件の詳細につきましては下記にお問い合わせください。

設置する地域	担当課	電話番号
大曲	市民部 生活環境課	0187-63-1111（代表）
神岡	神岡支所 農林建設課	0187-72-4609（直通）
西仙北	西仙北支所 農林建設課	0187-75-2971（直通）
中仙	中仙支所 農林建設課	0187-56-2116（直通）
協和	協和支所 農林建設課	018-892-3694（直通）
南外	南外支所 農林建設課	0187-74-3006（直通）
仙北	仙北支所 農林建設課	0187-63-3003（代表）
太田	太田支所 農林建設課	0187-88-1115（直通）